

岩手県告示第323号

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（平成23年岩手県条例第43号）第3条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づく延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のとおり指定する。

平成23年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

対象となる特定権利利益	措置の対象者	延長後の満了日
屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第5条第3項、第6条第1項、第7条の2又は第8条第3項の規定による広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置の許可又は許可の期間の更新であって、同条第2項の規定により平成23年8月30日以前にその許可の期間が満了するもの	県内に住所、事務所又は事業所を有する者	平成23年8月31日
屋外広告物条例第17条第1項又は第3項の規定による屋外広告業の登録又は更新の登録であって、同条第2項の規定により平成23年8月30日以前にその有効期間が満了するもの	県内に住所、事務所又は事業所を有する者	〃
浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）第2条第1項又は第3項の規定による浄化槽保守点検業の登録又は更新の登録であって、同条第2項の規定により平成23年8月30日以前にその有効期間が満了するもの	県内に住所、事務所又は事業所を有する者	〃
岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第7条の規定による漁業の許可であって、同規則第9条第1項又は第3項の規定により平成23年8月30日以前にその有効期間が満了するもの	県内に住所、事務所又は事業所を有する者	〃